

廃止・終了した審議会等の調査

1 平成29年度中に廃止・終了した審議会等

審議会等の名称	廃止・終了した日時
小金井市清掃関連施設整備基本計画検討会議	平成30年3月31日
小金井市保健福祉総合計画策定委員会	平成30年3月31日
(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会	平成30年1月31日

2 平成30年度中に廃止・終了が予定されている審議会等

審議会等の名称	廃止・終了予定日時
小金井市市歌選定委員会	平成30年10月31日

パブリックコメント実施状況調査（平成29年度）

施策の名称	担当課	公募期間	意見提示できる者	意見提示		検討結果公表日	検討結果	実施主体(市または附属機関等)
				人数	件数			
小口事業資金融資あっせん条例	経済課	平成29年10月27日～平成29年11月27日	市内在住・在勤・在学の者、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体	0	0	平成29年11月28日	修正なし	市
第2期小金井市国民健康保険データヘルス計画（案）	保険年金課	平成30年1月18日～平成30年2月17日	市内在住・在勤・在学の者、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体	0	0	平成30年3月15日	修正等なし	市
第3期小金井市国民健康保険特定健康診査等実施計画（案）	保険年金課	平成30年1月18日～平成30年2月17日	市内在住・在勤・在学の者、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体	0	0	平成30年3月15日	修正等なし	市
小金井市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）	環境政策課	平成29年9月15日～平成29年10月16日	市内在住・在勤・在学の者、市内に事務所もしくは事業所を有する法人又はその他の団体	1	1	平成29年11月17日	修正なし	市
小金井市清掃関連施設整備基本計画（案）	ごみ対策課	平成29年12月15日～平成30年1月14日	市内在住・在勤・在学の者、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体	50	104	平成30年3月5日	修正等なし	市
（仮称）第2期小金井市保健福祉総合計画（素案）	地域福祉課	平成29年11月24日～平成29年12月25日	市内在住・在勤・在学の者、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体	16	44	平成30年2月15日	一部修正	市
（仮称）小金井市新福祉会館建設基本計画（案）	地域福祉課	平成29年11月22日～平成30年12月21日	市内在住・在勤・在学の者、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体	34	82	平成30年2月15日	修正等なし	附属機関等
障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（案）	自立生活支援課	平成30年1月23日～平成30年2月19日	市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所や事業所を有する法人またはその他の団体	51	158	平成30年2月28日	修正等なし	市
第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画	介護福祉課	平成30年1月27日～平成30年2月5日	市内在住・在勤・在学の者、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体	1	5	平成30年2月15日	一部修正	市

※平成29年度に実施したものを記載してください。

意向調査実施状況（平成29年度）

施策の名称	担当課	調査目的	調査内容 (要約)	調査対象	調査対象の 抽出方法	調査方法	調査期間	送付数	回答数	有効回 答率
市長への手紙	広報秘書課	普段市へ意見要望を出されない方からも、どのような施策を望み、どのような意見を持っているかを調査し、行政運営の資料とするため。	市政に対する満足度・市の住みやすさ等	市内在住満18歳以上の男女	無作為抽出	郵送配布・郵送回収	平成29年9月15日～9月30日	2,000	540	27.0%
小金井市消費者被害等意識実態調査	経済課	現状の高齢者ニーズに即した消費者被害未然防止事業を検討していく基礎資料とするため。	情報取得方法、悪質商法認知度、被害状況、相談先等	平成29年8月1日現在、小金井市に居住する満65歳以上の男女	無作為抽出	郵送配布・郵送回収	平成29年9月27日～10月16日	3,000	1,783	59.4%

大学等との連携協定の状況について

連携先	国立大学法人東京学芸大学	国立大学法人東京農工大学	亜細亜大学	武蔵野大学	学校法人田中育英会 総合学院テクノスカレッジ
締結年月	平成22年3月30日	平成27年11月25日	平成27年12月1日	平成29年4月11日	平成29年10月12日
目的 (概要)	地域に貢献し相互発展を図るため	学術研究の向上と地域社会の発展に寄与するため	人材育成と地域社会発展に寄与するため	地域社会の発展を図るため	地域の発展及び人材育成等に寄与するため
連携事項 (概要)	(1)甲と乙が実施する事業 (2)人材育成・交流の連携・支援 (3)必要と認める連携推進	(1)農業・工業の振興 (2)環境問題の解決 (3)文化・教育・学術の振興 (4)防災 (5)人材育成 (6)地域活性化 (7)施設の相互利用 (8)その他	(1)研究・学校教育・生涯学習 (2)人材育成 (3)地域活性化 (4)国際交流・文化スポーツ振興 (5)施設の相互利用 (6)その他	(1)研究・学校教育・生涯学習 (2)人材交流 (3)国際交流・文化スポーツ振興 (4)施設の相互利用 (5)その他	(1)地域の発展及び活性化 (2)人材育成 (3)国際交流・文化スポーツ振興 (4)施設の相互利用 (5)学校教育・生涯学習の発展 (6)その他

平成17年11月28日

小金井市長

稲葉孝彦様

小金井市市民参加推進会議

委員長 室井敬司

市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言

市民参加条例第20条第1項の規定に基づき、下記の事項について別紙のとおり提言いたします。

記

附属機関等の委員への市議会議員の就任について

(別紙)

附属機関等の委員への市議会議員の就任について

小金井市市民参加推進会議では、市民参加による市民と行政との協働の推進という観点と、市議会と市長の二元代表制という観点から、市長等が諮問や調査等のために設置する附属機関等について、市議会議員は委員として極力就任しないことが望ましいという結論に至りました。そこで、小金井市市民参加条例第8条に規定されている附属機関等の委員への市議会議員の就任について、以下のように提言いたします。

【市議会議員の附属機関等への就任の状況】

小金井市市民参加条例第8条に規定されている附属機関等のなかで、市議会議員が委員を務める附属機関名と人数は、次のとおりです。①消防団運営審議会（3人）、②交通安全推進協議会（1人）、③国民健康保険運営協議会（4人）、④民生委員推せん会（1人）、⑤市民健康づくり審議会（1人）、⑥青少年問題協議会（5人）、⑦都市計画審議会（9人）

【市議会議員が附属機関等の委員に就任する根拠】

(1) 法令に基づくもの

上記のうち4機関は、それぞれ以下の規定に基づき、議員等を構成員としています。

③国民健康保険運営協議会（国民健康保険法施行令第3条「公益を代表する委員」）

④民生委員推せん会（民生委員法第8条「市町村の議会の議員」）

⑥青少年問題協議会（地方青少年問題協議会法第3条「地方公共団体の議会の議員」）

⑦都市計画審議会（都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条「市町村の議会の議員」）

(2) 条例に基づくもの

残る3機関は、小金井市の条例の以下の規定により議員等を構成員としています。

①消防団運営審議会（消防団運営審議会条例第3条「小金井市議会議員」）

②交通安全推進協議会（交通安全推進協議会条例第6条「学識経験者」）

⑤市民健康づくり審議会（市民健康づくり審議会条例第3条「市議会議員」）

【提言】

市議会議員の附属機関等への就任の状況とその根拠を検討した結果、小金井市市民参加推進会議は、次のように結論し提言するものです。

- (1) 国民健康保険運営協議会については、現在「公益を代表する委員」という形で市

議会議員が4人就任しているが、これを減員して、学識経験者を中心とする「公益

を代表する委員」を増員すること。

(2) 都市計画審議会については、現行委員構成の「学識経験のある者6人以内」、「小金井市議会の議員9人以内」、「関係行政機関の職員4人以内」を見直し、「学識経験

のある者5人以内」、「小金井市議会の議員5人以内」、「関係行政機関の職員4人以

内」とし、その減員分で新たに「公募市民枠5人以内」を設けること。

(3) その他の機関については現行どおりとすること。

—参考—

【附属機関等の市議会議員の委員数】

附属機関等の名称	委員総数 (人)	議員(人)		備考
		現行	提言	
①消防団運営審議会	11	3	3	現状維持
②交通安全推進協議会	19	1	1	現状維持
③国民健康保険運営協議会	17	4	減員	現状より減員
④民生委員推せん会	7	1	1	現状維持
⑤市民健康づくり審議会	15	1	1	現状維持
⑥青少年問題協議会	25	5	5	現状維持
⑦都市計画審議会	19	9	5	学識6→5 公募枠5を新設

平成17年12月26日

小金井市長 稲葉孝彦

市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言に対する意見について

平成17年11月28日付け市民参加条例第20条第1項の規定に基づく「附属機関等の委員への市議会議員の就任について」の提言に対する市長の意見は、次のとおりです。

1 国民健康保険運営協議会

国民健康保険運営協議会は、被保険者を代表する委員（5人）、保険医又は保険薬剤師を代表する委員（5人）、公益を代表する委員（5人）及び被用者保険等保険者を代表する委員（2人）で組織する利益代表の審議会であるため、公益委員は中立な立場で一般の利益を代表する委員と位置付けられています。本提言では、市議会議員が公益を代表するか否かではなく、市議会議員が委員となることで審議会と議会で2回審議することの「欠陥」を是正するため、市議会議員の人数を減少して、学識経験者等の委員を増やすべきであると理解されるものです。

公益委員に関する解説、26市の状況等から、積極的に数多く市議会議員を公益委員に位置付ける必要性は少ないものと考えるところです。

今後、市議会とも協議を行い、適切に対応します。

2 都市計画審議会

都市計画審議会については、主たる減員分を小金井市議会の議員枠から創出することとしているので、今後、市議会とも協議を行い、適切に対応します。

小金井市議会議長
鈴木洋子様

小金井市長 稲葉孝彦

市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言について(依頼)

平成17年11月28日付けで市民参加推進会議から市長に対して「附属機関等の委員への市議会議員の就任について」の提言があり、同年11月30日付けで貴職に写しを送付いたしました。

その後、平成17年12月26日付けでこの提言に対する市長の意見を決定し、平成18年1月1日号の市報及びホームページで公表したところです。

つきましては、平成19年5月予定の議会人事に当たり提言について市議会で協議いただきたく依頼します。

記

1 送付資料

- (1) 平成17年11月28日付け提言写し
- (2) 平成17年12月26日付け市長意見

2 担当課

企画課企画調整係
内線 2102



小議発第186号
平成30年3月26日

小金井市長 西岡 真一郎 様

小金井市議会議長 五十嵐 京 子



市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言について（回答）

平成19年3月6日付け小企企発第67号「市民参加条例第20条第1項の規定み
基づく提言について（依頼）」でご依頼のあった件について下記のとおり回答します。

記

1 協議依頼事項

平成19年3月6日に市長から、平成19年5月予定の議会人事に当たり提言に
ついて市議会で協議いただきたい旨の「市民参加条例第20条第1項の規定に基
づく提言について（依頼）」が、「平成17年11月28日付け提言写し」及び「平成
17年12月26日付け市民意見」を添付資料として、提出されました。

(1) 提言概要

ア 国民健康保険運営協議会の公益を代表する委員の議員枠4人を減員して、学
識経験者を中心とする委員を増員すること。

イ 都市計画審議会の議員枠を9人以内から5人以内に減員し、公募市民枠を設
けること。

(2) 市長意見概要

ア 国民健康保険運営協議会において、積極的に数多く市議会議員を公益委員に
位置付ける必要性は少ない。

イ 都市計画審議会の公募枠の主たる減員分を議員枠から創出する。

2 協議内容

平成19年3月16日の会派代表者会議で本件について報告し、各会派で持ち帰
り協議としました。その後、平成19年5月14日の議員連絡会議において、任期

後半の議会人事の協議に当たって、本件については、現時点では今までの人事枠で行うこととし、なるべく早く協議することとしました。

また、平成22年8月に、議会改革の調査項目として、「21-21 議会選出の審議会等の委員の減員」が提案され、結果は不一致となりました。

さらに、平成25年4月15日の会派代表者会議において、本件について、2年後の議会人事に向けて検討することとし、平成27年2月23日の会派代表者会議で、改めて、都市計画審議会の構成員数の変更が提案されました。平成27年10月19日の会派代表者会議から、各種委員等の報酬と併せ議員枠について、協議することとなり、平成28年12月1日の会派代表者会議において、任期中に結論を出すことは困難との結論となりました。

その後、平成29年3月の改選を経て、議長、副議長及び各会派の代表1名を構成員とした会派代表者会議において、一会派から都市計画審議会委員の議会選出枠の見直しの提案があり、平成29年6月20日から12月1日まで、6回にわたって協議を行いました。協議の中で、主旨に賛成する会派もありましたが、複数の会派から専門性の高い都市計画の決定過程において議会の意見が取り入れられないため、都市計画審議会における議員枠の確保は重要であるなどの意見がありました。議会の意思決定については、全会一致で行うこととしているところであり、本提言に係る市長からの依頼については、不一致となったため、現行の議員枠を維持するという結論となりました。